伊丹市行財政審議会傍聴要領について

議題①「伊丹市行財政審議会傍聴要領」について、ご説明させて頂きます。

記

- ●審議会等の会議については、「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、 市民参画と協働によるまちづくりを一層推進するとともに、市政の透明性や公平性を高 めることを目的に、原則公開としているところです。
- ●会議録の取扱いについては、「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条第1項に基づき、会長が作成することになっております。なお、第1回審議会については、書面開催であるため、会議資料及び頂いたご意見やご質問等をとりまとめた結果を市ホームページ上で開示することにより、会議録の作成とさせて頂きます。
- ●第1回審議会は書面開催とさせて頂いておりますが、通常の形式による会議を開催する場合においては、傍聴による会議の公開を考えております。
- ●会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとして、資料③「伊丹市行財政審議会傍聴 要領(案)」をお示しさせて頂いております。
- ●上記を要約してご説明いたしますと、
 - 第1条の目的に続き
 - 第2条には、定員について
 - 第4条、第5条には、傍聴者の順守内容等について
 - 第7条には、傍聴者の退場について
 - 第8条には、会長が細則を定めることについて
 - 以上を規定した要領となっております。
- ●「伊丹市行財政審議会傍聴要領(案)」を、本審議会の傍聴要領とすることについて、 賛成か反対か、またご意見やご質問等がございましたらそのご記入を別紙「意見・質問 等提出書(出席確認書)」へお願い致します。